

伊平屋村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1 目的

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、伊平屋村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めるとともに、募集を行う。

2 伊平屋村農業委員会の委員の概要

- (1) 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者から、村長が議会の同意を得て任命する。
- (2) 定数は、5人。そのうち過半数を認定農業者とし、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者も含む。
- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、平成29年10月1日から平成32年9月30日まで。

3 伊平屋村農地利用最適化推進委員の概要

- (1) 委員は、農地等利用の最適化推進に熱意と識見をもって職務を適切に行うことができる者のうちから、農業委員会が委嘱する。
- (2) 定数は、5人。担当する区域及び推進委員の数は、田名地域2人、前泊地域1人、我喜屋1人、島尻、野甫地域1人とする。
- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、委嘱の日（平成29年10月1日となる見込み）から平成32年9月30日まで。

4 主な業務内容

(1) 農業委員

- ① 農業委員総会への出席
- ② 農地利用の最適化の推進に関する指針の作成、変更
- ③ 農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ④ 農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ⑤ 農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定

(2) 農地利用最適化推進委員

- ① 人・農地プランなど、地域農業者の話し合いを推進
- ② 農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進
- ③ 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ④ 農地中間管理機構と連携

5 推薦人の要件

推薦を行うことができる者は、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 伊平屋村に住所を有する者で伊平屋村農業委員会の区域内において、10アール以上の農地にき耕作の業務を営むもの
- (2) 第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主
- (3) 農業者が組織する団体であってその区域あるいはその地区が、伊平屋村農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているもの
- (4) 田名、前泊、我喜屋、島尻、野甫地域の区長
- (5) その他、村長が認める団体

6 推薦される者及び応募する者の制限

次のいずれかに該当するものは、委員の候補者となることができない。

- (1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)市町村民税及び公共料金等に滞納がある者

7 推薦及び応募の手続き

下記の該当する様式に必要事項を記入のうえ、伊平屋村長宛に提出する。

(1)提出書類：

①農業委員候補者関係様式

- ア 一般推薦を行う場合 【様式1号 農業委員候補者推薦書(個人用)】
- イ 団体推薦を行う場合 【様式2号 農業委員候補者推薦書(団体用)】
- ウ 自ら応募する場合 【様式3号 農業委員候補者応募書】

②農地利用最適化推進委員関係様式

- ア 一般推薦を行う場合【様式4号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書(個人用)】
- イ 個人推薦を行う場合【様式5号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書(団体用)】
- ウ 自ら応募する場合 【様式6号 農地利用最適化推進委員候補者応募書】

(2)提出方法：持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか

(3)提出場所：郵便番号 905-0793

住所 伊平屋村字我喜屋251番地

伊平屋村役場農林水産課

伊平屋村農業委員会

TEL 0980-46-2002 (内線408)

FAX 0980-46-2606

Eメールアドレス

(4)募集期間：平成29年7月3日(月)～平成29年8月2日(水)

(5)受付時間：土日・祝日を除く村役場開庁日の午前8時30分～正午まで、及び午後1時から午後5時まで。

郵送、ファックス、電子メールの場合は、期間内必着とし、受付の確認をすること。

(6)候補者情報の公表：候補者及び推薦人に関する情報(住所を除く)は、募集期間の中間と終了後に伊平屋村掲示板と公式ホームページで公表する。

(7)その他：農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することができる。ただし、兼務はできない。また、農地利用最適化推進委員については、同時に、他の地区に推薦・応募することができる。